

○当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

【管理者の氏名】 開設者 医療法人 水清会 理事長 平木 章夫  
 医療機関名 水島第一病院  
 管理者氏名 院長 木村 五郎

【診療科】 内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、糖尿病内科、老年内科  
 産婦人科、皮膚科、アレルギー科、放射線科、外科、消化器外科、肛門外科  
 整形外科、リハビリテーション科、歯科、歯科口腔外科

【診療時間】 平日 午前 9時00分 ～ 12時30分  
 午後 14時00分 ～ 18時00分  
 土曜日 午前 9時00分 ～ 12時30分  
 午後 14時00分 ～ 17時00分  
 ※診療科により異なります。診療日割表をご参照下さい。

【休診日】 日曜祝祭日は外来休診日となっております。  
 但し、急患はこの限りではありません。

○入院基本料に関する事項

- (1) 一般病棟入院基本料 (地域一般入院基本料3) 2病棟・107床  
 当院では (日勤・夜勤あわせて) 入院患者 15名に対して 1人以上の看護職員 (看護師及び  
 准看護師) を配置し、入院患者 30名に対して 1人以上の看護補助者を配置しております。  
 ※1日に 22名以上の看護職員と、11名以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次の通りです。  
 (看護職員については 7割以上が看護師となります。)

	看護職員1人当たりの受け持ち数	看護補助者1人当たりの受け持ち数
8時30分～17時30分	8人以内	10人以内
17時30分～ 1時00分	27人以内	—
1時00分～ 8時30分	27人以内	—

- (2) 療養病棟入院基本料 (I) 医療区分 2・3 の割合が 8割以上 2病棟・92床  
 当院では (日勤・夜勤あわせて) 入院患者 20名に対して 1人以上の看護職員を配置し、  
 入院患者 20名に対して 1人以上の看護補助者を配置しております。  
 ※1日に 14名以上の看護職員と、14名以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次の通りです。  
 (看護職員については 2割以上が看護師となります。)

	看護職員1人当たりの受け持ち数	看護補助者1人当たりの受け持ち数
8時30分～17時30分	8人以内	8人以内
17時30分～ 1時00分	46人以内	46人以内
1時00分～ 8時30分	46人以内	46人以内

○当院は、中国四国厚生局に下記の届出を行っています。

(1) 入院時食事療養 (I)

(2) 基本診療料に係る届出

- ・機能強化加算
- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・初診料 (歯科) の注 1 に掲げる基準
- ・歯科外来診療医療安全対策加算 1
- ・歯科外来診療感染対策加算 1
- ・歯科外来診療感染対策加算 2
- ・一般病棟入院基本料 (地域一般入院料 3)
- ・療養病棟入院基本料 (療養病棟入院基本料 1)
- ・救急医療管理加算
- ・診療録管理体制加算 3
- ・看護配置加算
- ・看護補助加算
- ・療養環境加算
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・療養病棟療養環境加算 1
- ・栄養サポートチーム加算
- ・感染防止対策加算 3
- ・データ提出加算
- ・入退院支援加算 2
- ・認知症ケア加算【加算 2】

(3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ・喘息治療管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・婦人科特定疾患治療管理料
- ・ニコチン依存症管理料
- ・がん治療連携指導料
- ・薬剤管理指導料
- ・地域連携診療計画加算
- ・歯科治療時医療管理料
- ・別添 1 の「第 1 4 の 2」の 1 の(3)に規定する在宅療養支援病院
- ・在宅患者歯科治療時医療管理料
- ・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・HPV 核酸検出及び HPV 核酸検出 (簡易ジェノタイプ判定)
- ・検体検査管理加算 (I)
- ・画像診断管理加算 1
- ・CT 撮影及び MRI 撮影
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料 (2)
- ・運動器リハビリテーション料 (1)
- ・呼吸器リハビリテーション料 (1)
- ・歯科口腔リハビリテーション料 2
- ・歯科外来診療感染対策加算 2
- ・歯科技工士連携加算 1 及び光学印象歯科技工士連携加算
- ・歯科技工士連携加算 2
- ・CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー

- ・胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）  
（医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術）
- ・胃瘻造設時嚙下機能評価加算
- ・クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（1）
- ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料（1）
- ・入院ベースアップ評価料（20）

（4）その他届出

- ・酸素の購入単価

○入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し7日以内に文書によりお渡ししております。又、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

○院内感染防止対策に関する取り組み事項

当院における感染症の発生の防止、発生時の対策については、医療の安全対策及びサービスの質を保つ上にも重要なものと考えており、この為に以下の取り組みを実施しております。

1. 院内感染防止対策委員会を設置し、毎月1回定期的に会議を行い、感染対策に関する事項を検討しております。
2. 院内感染制御チーム（ICT）を設置し、感染防止対策における実務を行っております。週1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行うとともに、感染防止対策の実施状況の把握・指導を実施しております。  
また、院内感染防止対策マニュアルの作成・改定を行い各部署へ周知・配布を行っております。
3. 全職員を対象に感染防止対策に関する研修会を年2回以上行っております。
4. 連携医療機関が開催するカンファレンスに年4回参加し、年4回会合にて感染対策に関する事項について検討を行っております。感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について報告を行い、当院だけでなく地域を含めた医療機関感染防止対策を実施しております。
5. 地域や全国のサーベランスに参加し、感染発生状況や感染防止対策の評価を行い質の高いケアの提供を推進しております。
6. 抗菌薬の適正な使用を推進し、治療効果の向上や副作用・耐性菌の減少に努めております。
7. 感染症の流行時期には、ポスター等の掲示物で情報提供を行っております。

○医療安全に関する取り組み事項

当院では、医療安全管理部門を設置し、適切な医療安全管理を推進し、安全な医療を提供するために下記のとおり取り組んでおります。

1. 院内の体制整備として医療安全管理・医薬品業務手順などの医療安全対策に係る指針の策定や、医療安全対策に係る研修の受講ならびに従業者への研修の実施などに取り組んでおります。
2. 医療に関わる相談及び支援を受けるための患者相談窓口を設置しています。相談内容に合わせ、医療安全管理者が対応いたします。
3. 医療安全対策地域連携活動を目的とし、医療安全対策に関する相互評価を実施しております。

## ○保険外併用療養費の「選定療養」について

- (1) 同じ症状による通算の入院期間が 180 日を超えますと、患者様の状態によっては健康保険から入院基本料の 15%が病院に支払われません。180 日を超えた日からの入院が選定療養対象となり、入院基本料の 15%は特定療養費（1 日につき税込・1,650 円）として患者様の負担となります。
- (2) 医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるものに関する事項について当院ではリハビリテーションを実施しています。
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）：税込・2,200 円
  - ・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）：税込・2,035 円
  - ・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）：税込・1,925 円

## ○長期収載品（先発医薬品）の選定療養について

令和 6 年 10 月 1 日より医薬品の自己負担の新たな仕組みとして、後発品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、長期収載品（先発医薬品）の処方を希望される場合は、薬剤費の一部が「選定療養費」の対象となりご負担いただくことがございます。

なお、先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、選定療養費の対象とはなりません。

## ○保険外負担に関する事項

当院では個室使用料、病衣使用料、設備（テレビ・冷蔵庫等）利用料、証明書・診断書料などにつきまして、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。

各費用につきましては別紙のとおりです。

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められておりません。

## ○入院時食事療養費（Ⅰ）について

当院では、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は、管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については 18 時以降）、適温（保温食器等）で提供しております。

所得区分		標準負担額 (1 食当たり)
住民税課税世帯(下記以外の方)		510 円 (300 円) ※1
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院が 90 日以内	240 円
	過去 1 年間の入院期間が 90 日超	190 円
低所得者Ⅰ		110 円

※1 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 2 第 1 項に規定する小児慢性特定疾病児童等又は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 5 条第 1 項に規定する指定難病の患者

## ○入退院支援について

当院では、入退院支援及び地域連携を担う部門を設置し、当該部門に十分な経験を有する社会福祉士／看護師を配置し、退院支援を行うにつき十分な体制を整えております。また、患者様が安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で生活を継続できるように、施設や介護サービス事業者等との連携を推進し退院のご支援を実施しております。

## ○初・再診料の機能強化加算について

当院では、地域におけるかかりつけ医として次のような取り組みを行っています。

- ・受診されている他の医療機関や処方されている医薬品の把握をさせていただきます。その際、お薬手帳のご提示やご質問をさせていただく場合がございます。
- ・健康診断の結果等の健康管理に係る相談や介護・保健・福祉サービスに関する問い合わせ及び相談への対応を行っています。
- ・健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- ・夜間・休日・時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。

※厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページで、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。

岡山県医療情報ネット

<https://www.qq.pref.okayama.jp/qq33/qqport/kenmintop/>

## ○医療情報取得加算について

当院では、オンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

区分	マイナ保険証利用 (情報取得同意)	点数
初診	現行保険証・マイナ保険証 揭示有無に関わらず	1点
再診 (3ヶ月に1回)		

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。

## ○生活習慣病予防管理料について

当院では「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」が主病で通院の患者様には、生活習慣病管理料を算定し療養計画書をもとに服薬指導などの総合的な治療管理を行います。当院では、患者様の状態に応じ、28日以上長期処方を行うこと又はリフィル処方せんを発行すること、のいずれも対応も可能です。長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは患者様の病状に応じて担当医が判断いたします。

## ○一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ別のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

## ○歯科外来医療安全体制加算 1 について

当院では、歯科医療に関わる医療安全について以下の通り取り組んでおります。

- ・医療安全、医薬品業務手順等、医療安全対策に関わる指針の策定
- ・医療安全対策に関わる研修の受講ならびに従業員への研修の実施
- ・安全で安心な歯科医療環境を提供するための装置、器具などの設置  
※設置装置：AED、パルオキシメーター、酸素、血圧計、救急蘇生セット、歯科用吸引装置 等
- ・緊急時に対応できるよう、院内医科との連携

## ○医療 DX 推進体制整備加算について

当院では、医療 DX 推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得・活用して診療を行っております。

- ・オンライン請求を行っております。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ・オンライン資格確認等(居宅同意取得型含む)システムの活用により、医師等が取得した診療情報を、診療を行う際に関覧または活用できる体制を有しています。
- ・マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ・今後、電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスの取組を実施してまいります。

## ○ベースアップ評価料について

当院では、看護職員、歯科衛生士等の医療現場で働く方々の賃上げを実施するため、ベースアップ評価料を算定しております。

ベースアップ評価料とは、医療機関が看護職員や薬剤師、歯科衛生士などの医療従事者の賃上げを行う際に、診療報酬を上乗せする制度です。これは、社会全体の賃上げの動きに応え、医療従事者の確保・定着を目的とした取り組みです。この取り組みにより、患者様の診療費のご負担が上がる場合がございますが、この診療費の上乗せ分は、医療現場で働く方々の賃上げに全て充てられます。何卒、理解くださいますよう、お願い致します。

## ○禁煙外来について

当院では、禁煙を行おうとしている方、禁煙を行おうとしてもなかなかやめられない等のお悩みの方に対し、禁煙のお手伝いができるよう禁煙外来を設けております。

## ○明細書の発行体制について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行致します。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方につきましても、明細書を無料で発行致します。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出下さい。

## ○個人情報について

当院では、この法令に基づき、患者様やご来院者様の個人情報をお預かりし、安全で質の高い医療や介護サービスの提供を目的として個人情報を適正に取り扱うよう努めています。

○当院は、患者様の負担による付添看護を行っていません。

○当院は、駐車場を含む敷地内全域が禁煙です。

## 統 合 様 式 9

医科点数表第2章第10部手術の通則の5(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む)及び6に掲げる手術

1. 区分1に分類される手術		手術件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0 件
イ	黄斑下手術等	0 件
ウ	鼓室形成手術等	0 件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0 件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0 件

2. 区分2に分類される手術		手術件数
ア	靭帯断裂形成手術等	0 件
イ	水頭症手術等	0 件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
エ	尿道形成手術等	0 件
オ	角膜移植術	0 件
カ	肝切除術等	0 件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0 件

3. 区分3に分類される手術		手術件数
ア	上顎骨形成術等	0 件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
ウ	パセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0 件
エ	母指化手術等	0 件
オ	内反足手術等	0 件
カ	食道切除再建術等	0 件
キ	同種死体腎移植術等	0 件

4. 区分4に分類される手術の件数 0 件

・ その他の区分に分類される手術		手術件数
人工関節置換術		0 件
乳児外科施設基準対象手術		0 件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術		0 件
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む) 及び体外循環を要する手術		0 件
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び 経皮的冠動脈ステント留置術		0 件

※ 手術件数は令和 7年 1月 1日から令和 7年12月31日までの間の実績を記載すること。

## 保険外負担 料金表

### 個室・特別室等 室料差額

一般病棟		
病棟	部屋番号	料金
東 3 階	1床室	
	308・310・311・313 315・316・317・318 320・321・322・323 325・326・327・335	2,750 円
	303・305	4,400 円
	302	4,950 円
	2床室	
	306・307・328・330 331・352	1,100 円

医療療養型病棟		
病棟	部屋番号	料金
西 3 階	1床室	
	363・365・366・367 368	2,750 円
	370・371・372・373 375	3,300 円
	2床室	
	301・353・360	1,100 円

一般病棟		
病棟	部屋番号	料金
東 4 階	1床室	
	407・408・410・412 413・415・416・417 418・430・431・432 433・435・452	2,750 円
	402・405・406	4,400 円
	403	4,950 円
	457	11,000 円
	2床室	
	436・437・438・460 462	1,100 円

医療療養型病棟		
病棟	部屋番号	料金
西 4 階	1床室	
	471・472・473・475 476	2,750 円
	2床室	
	401・463・467・477 478・480・481・482	1,100 円

紙オムツ(1枚につき)	110 円	尿パット(1枚につき)	39 円
病室用テレビ(1日につき)	220 円	病室用冷蔵庫(1日につき)	220 円
設備費(病室用テレビ・病室用冷蔵庫セット)(1日につき)		275 円	
病衣(1着につき)	2,200 円		
エンゼルケア(死後の処置料)	16,500 円		

診断書料(1通につき)	
・一般的なもの(加療証明・入院証明・各種免許取得用 等)	2,200 円
・複雑なもの(成年後見人用・死亡診断書・死亡証明書 等)	3,300 円
・保険会社用(生命保険・障害保険・入院証明 等) ・心身障害用意見書(計測費用含む)	5,500 円
・医療費支払証明書 ・学校用(加療証明・入院証明 等)	550 円

※上記の金額は全て税込みの金額です。

## ○居宅療養指導管理料について

当院では、通院が困難な方のために臨時的に行う往診や定期的に行う訪問診療を行っております。居宅療養指導とは、医師や管理栄養士による介護サービス利用上の留意事項や介護方法等についての指導・助言を行うもの、または在宅を訪問して行う計画的な医学的管理に基づき、指定居宅介護支援事業者やその他の事業者に対する介護サービス計画の策定等に必要な情報提供を行うものです。

### 重要事項説明書

#### 1 法人・事業所の概要

名 称	医療法人 水清会 水島第一病院
所 在 地	岡山県倉敷市神田2丁目3番33号
介護保険事業者番号	3310210210
管 理 者	木村 五郎
連 絡 先	電話 086-444-5333 ・ FAX 086-445-0030

#### 2 当該事業にかかわる職員体制

管 理 者	1 名 (常勤)
医 師	11 名 以上 (常勤換算)
看 護 職 員	6 名 以上 (常勤換算)
事 務	2 名 以上 (常勤換算)

(運営基準を満たした上で、職員数が増減することがあります)

#### 3 通常のサービスの提供日と時間

月曜日～土曜日	9:00～17:00
---------	------------

・休診日：日曜日、祝日及び12月30日～1月3日

・利用者の身体状況や介護状況に応じて適宜対応しております。

※地震、災害等で交通機関が停止した場合や、道路が使用できない状態等の時、台風や荒天時等、又は訪問担当者の緊急やむを得ない時事情で、訪問できない場合もあります。

※訪問日が祝日に当たる場合は、医師等の人員の関係で、事前に連絡・調整のうえ祝日前後に振り替えて訪問させて頂く場合がありますので、ご理解をお願い致します。

#### 4 サービス利用料及び利用者負担金

(1) 介護保険のサービスで利用者から頂く利用者負担金はおよそ次のとおりです。

(1ヶ月ごとの計算では、1円未満の端数で一致しない場合があります)

介護保険の利用者負担金(1割負担の場合)は次の金額です。(1円未満切捨て)

#### 介護報酬

1回につき(月2回まで)		単一建物居住者の数		
		1人	2～9人	10人以上
医 師	居宅療養管理指導費 (Ⅰ)	515	487	446
	居宅療養管理指導費 (Ⅱ)	299	287	260

- (2) サービス提供地域外（保険医療機関の所在地と患家の所在地との距離が16キロメートルを超えた場合）の場合、これらのサービスを提供することはできません。

なお、当該保険医療機関からの訪問診療を必要とする絶対的な理由がある場合はこの限りではありません。

- (3) 訪問診療に要した交通費は、実費をいただきます。

- (4) 利用者負担金は、受診料と一緒に請求させていただきます。

#### 5 サービスの中止（キャンセル）

サービスの利用を中止する際には、すみやかに下記の連絡先にご連絡下さい。

・連絡先：086-444-5333

・対応時間：月曜日～金曜日：9:00～18:00・土曜日：9:00～17:00

#### 6 当院の理念（サービスの方針）

- (1) 地域の皆様が安心して、安全に暮らせ、高い自己実現に向かって生活出来る環境をつくります。
- (2) 利用者及び家族の主体性や価値観を常に重んじます。
- (3) 質の高いサービスの責任を持って提供し、利用者及び家族が満足し信頼を得るよう努めます。

#### 7 相談窓口及び苦情対応

○サービスに関する相談や苦情は、下記の窓口で対応いたします。

病院名	水島第一病院	電話	086-444-5333
担当	外来看護師	FAX	086-445-0030

対応時間は平日9:00～18:00です。

○住居地の各市役所（介護保険担当）においても、苦情の申し出等ができます。

○国民健康保険団体連合会にも苦情の申し出ができます。

倉敷市介護保険課 086-426-3343（土日祝日を除く8:30～17:15）

岡山県国民健康保険団体連合会 086-223-8811（土日祝日を除く8:30～17:00）

#### 8 事故時の対応等

当院は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、家族への連絡その他、適切な措置を迅速に行います。

当院は、前項の状況及びそれに伴う処置について記録します。

当院は、サービス提供に当たって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、当院の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。